

第 45 期 報 告 書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

事 業 報 告
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
連 結 計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 人 の 監 査 報 告
計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 人 の 監 査 報 告
監 査 委 員 会 の 監 査 報 告

シャクリー・グローバル・グループ株式会社

事業報告

〔2018年4月1日から
2019年3月31日まで〕

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善を背景に雇用情勢や個人消費に改善がみられ、緩やかな回復基調が続いております。

またその他のアジア地域における経済は様々な要因により不確実な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、顧客やスーパーバイザーの増加に引き続き力を注いでまいりました。

当期の当社グループの売上高は、主にその他アジア地域での売上規模の減少により総売上高45,668百万円（前期比12.4%減少）、純売上高（売上割戻差引後）25,372百万円（前期比11.7%減少）となりました。この減少の大部分はその他アジア地域、主に中国での減少によるものであります。

営業利益は、一時的な性質の経費削減を含めた経費削減努力により販売費及び一般管理費が減少したため1,094百万円（前期比268百万円、32.4%増加）となりました。

経常利益は、上記販売費及び一般管理費の減少及び受取保険金により703百万円（前期比346百万円、96.9%増加）となりました。

親会社株主に帰属する当期純損失は57百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失871百万円）となりました。当期に発生した現金を伴わない特別利益である新株予約権戻入益829百万円及び事業再構築費用等が含まれております。

② 資金調達の状況

当期中における重要な資金調達はありません。

③ 設備投資の状況

当期中における重要な設備投資はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第42期 (2016年3月期)	第43期 (2017年3月期)	第44期 (2018年3月期)	第45期 (2019年3月期) (当連結会計年度)
総売上高(百万円)	74,633	54,733	52,142	45,668
純売上高(百万円)	41,988	30,683	28,725	25,372
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	44	△2,182	△871	△57
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	32.89	△1,602.18	△639.91	△41.87
総資産(百万円)	47,149	40,785	37,463	34,893
純資産(百万円)	17,916	15,701	14,860	14,444

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第42期 (2016年3月期)	第43期 (2017年3月期)	第44期 (2018年3月期)	第45期 (2019年3月期) (当事業年度)
総売上高(百万円)	650	560	600	1,500
純売上高(百万円)	650	560	600	1,500
当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	△450	299	105	2,141
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	△330.94	219.76	77.30	1,572.48
総資産(百万円)	4,538	4,396	4,451	6,111
純資産(百万円)	794	1,169	1,504	2,814

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はシルバー・ファミリー・ホールディングス・エルエルシーで、同社は当社の株式806千株（議決権比率59.6%）を保有しております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
日本シャクリーホールディングス(株)	百万円 100	% 100 (直接)	日 本 持 株 会 社
日 本 シ ャ ク リ ー (株)	百万円 100	% 100 (間接)	栄養補給食品等の製造販売
シャクリーU.S.ホールディング コーポレーション	米ドル 30百万	% 100 (直接)	米 国 持 株 会 社
シャクリー工業日本(株)	百万円 30	% 100 (間接)	栄養補給食品の加工
シャクリーコーポレーション	米ドル 1	% 100 (間接)	栄養補給食品、日用品、空気 及び水処理製品の製造販売
シャクリーU.S., LLC	米ドル 1	% 100 (間接)	栄養補給食品、日用品、空気 及び水処理製品の製造販売
シャクリーインター ナショナルリンク	米ドル 45	% 100 (間接)	栄養補給食品、日用品、空気 及び水処理製品の製造販売
シャクリー(チャイナ)Co. Ltd.	百万円 80	% 100 (間接)	栄養補給食品、日用品、空気 及び水処理製品の製造販売
シャクリープロダクツ (マレーシア) Sdn. Bhd.	マレーシアリンギット 50万	% 100 (間接)	栄養補給食品等の販売

(4) 企業集団の対処すべき課題

当社グループの世界的なビジネスは、今後とも世界的な景気後退や不安定な経済状況の影響を受け続けることとなります。

さらに世界の多くの国で景気活性化策としてとられている財政による景気刺激策は、次年度において更なるインフレ要因となり、当社グループのコストを上昇させる要因ともなりかねません。

また、業界内での更なる厳しい競争、その他の業界からの競争者の参入による競争の激化は、当社グループの今後の売上、収益に大きな影響を及ぼします。

勿論、引き続き当社グループは、メンバーに対し新製品と付加価値を提供するとともに、営業基盤を強化し、売上増加に努めてまいります。

なお当社グループの事業は、主力製品である栄養補給食品及びダイレクトセリングのビジネスモデルに関して、異なる市場ごとに異なる規制を受けており、またそれらの規制は変更される可能性があります。

当社グループが事業を展開する大市場における政府当局による厳格な規制の実施、あるいは現行及び将来の規制の拡大解釈や規制執行の強化が、当社グループの事業に対して個々に又は総合的に不利な影響を及ぼすリスクがあります。特に中国ではダイレクトセリングに関する法律や規則には不確実性があり、常に変化しております。また、これらの規則は中国の様々な州、地方、自治体の当局者による裁量によって解釈され執行されております。中国当局は、中国でのダイレクトセリング事業者の事業活動について定期的に監視し、調査を実施しております。これらの調査は、顧客、同業者又はメディアからの申告を含む様々な端緒に基づいて実施される可能性があります。これらの調査や申告を受け、中国政府は、特定の申告内容や当社グループの事業活動全般に関して調査を行う可能性があります。過去には、当社グループの事業活動に対する調査や申告の結果、中国で罰金を支払った事例もあります。そのため将来における法律、規制、政策の変更並びに、それらによって発生する制度や習慣の変化が、当社グループの収益に影響を及ぼす恐れがあります。

また様々な市場での当社グループの事業の拡大により、当社事業のインフラや環境整備が消費者の需要の拡大に対応できない場合の、製品の供給途絶のリスクが増加しております。

(5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループは栄養補給食品、パーソナルケア製品及びホームケア製品の製造並びに販売を行っております。

(6) 主要な拠点等 (2019年3月31日現在)

本社 東京都新宿区 (当社は純粋持株会社として事業統括を行っております)

主要グループ会社

国内拠点

日本シャクリーホールディングス株式会社 (東京都新宿区)

日本シャクリー株式会社本社 (東京都新宿区) 及び9事業所

シャクリー工業日本株式会社 (静岡県富士宮市)

国外拠点

Shaklee U.S. Holdings Corporation (米国)

Shaklee Corporation (")

Shaklee U.S., LLC (")

Shaklee International, Inc. (")

Shaklee (China) Co. Ltd. (中国)

Shaklee Products (Malaysia) Sdn. Bhd. (マレーシア)

(7) 企業集団の使用人の状況 (2019年3月31日現在)

	従業員数	前期末比増減
国内	100名	6名減
国外	641名	165名減
合計	741名	171名減

(8) 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

借入先	借入額
(株) みずほ銀行	3,440百万円
(株) 新生銀行	2,702百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- | | |
|------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 8,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 2,592,000株 |
| ③ 株 主 数 | 531名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
シルバー・ファミリー・ホールディングス・エルエルシー	806,927株	59.25%
ザ チェースマンハッタン バンク エヌエイ ロンドン スペシャル アカウト ナンバーワン	200,510	14.72
プロスペクト ジャパン ファンド リミテッド	196,900	14.45
日本シャクリー取引先持株会	27,735	2.03
阪 田 和 弘	16,100	1.18
高 橋 新	8,800	0.64
東京海上日動火災保険株式会社	5,028	0.36
日本証券金融株式会社	4,100	0.30
GOVERNMENT OF NORWAY	3,700	0.27
渡 邊 薫	2,400	0.17

- (注) 1. 当社は自己株式を1,230,227株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況（2019年3月31日現在）
該当する事項はありません。

- ② 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権の状況
該当する事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び執行役の状況（2019年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役 代表執行役 会長・社長兼CEO	ロジャー・バーネット	日本シャクリーホールディングス株式会社代表取締役会長兼CEO 日本シャクリー株式会社代表取締役会長兼CEO シルバー・ファミリー・ホールディングス・エルエルシー マネージング・ディレクター アクティブイテッド・ホールディングス・エルエルシー マネージング・パートナー
代表執行役	佐藤 彰 展	管理本部長 日本シャクリーホールディングス株式会社代表取締役 日本シャクリー株式会社代表取締役
取締役	ポール・ハーレー	指名委員、報酬委員
取締役	マイケル・ベイツェル	日本シャクリーホールディングス株式会社取締役 日本シャクリー株式会社取締役
取締役	レジャ・サベット	報酬委員、監査委員、指名委員 日本シャクリーホールディングス株式会社監査役 日本シャクリー株式会社監査役
取締役	マーク・オストロフ	報酬委員、監査委員
取締役	マイケル・デュビリエ	監査委員、指名委員

(注) 1. ポール・ハーレー、マーク・オストロフ、マイケル・デュビリエの各氏は社外取締役であります。

なお、当社はマイケル・デュビリエ氏を独立役員とする独立役員届出書を東京証券取引所に届け出ております。

2. 当該事業年度に係る社外役員の重要な兼職の状況

- ・取締役ポール・ハーレー氏は、アルセット・ホールディングス・エルエルシーのマネージング・パートナー及びエグザクティブ エルエルシー マネージング・パートナーを兼務しております。当社と各兼務先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役マーク・オストロフ氏は、アロイ・アセット・マネジメントのCEO兼マネージング・パートナーを兼務しております。当社と兼務先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役マイケル・デュビリエ氏は、デュビリエ&カンパニーのマネージング・ディレクター、システック・インターナショナル・インクの取締役会長、ディーシー・セイフティ・セールスカンパニー・インクの取締役、ブルーグラス・デアリーアンドフード・インクの取締役、クリアロン・ファイバー・ネッ

トワークの取締役会会長、アクロウ・ブリッジの取締役及びホートン・ポイント取締役を兼務しております。当社と各兼務先との間には特別な関係はありません。

3. 取締役と当社の特定関係事業者との関係

取締役レジャ・サベット氏は、現在、日本シャクリーホールディングス株式会社及び日本シャクリー株式会社の監査役並びにシルバー・ファミリー・ホールディングス・エルエルシー及びロジャー・バーネット氏をそれぞれ単独受益者とする2つの信託の受託者であります。

取締役ポール・ハーレー氏がマネージング・パートナーを務めるアルセット・ホールディングス・エルエルシーは、2019年3月期において、当社の特定関係事業者であるシャクリーコーポレーションとの間のコンサルティング契約に基づく報酬を受けております。なお、2019年4月以降はコンサルティング契約を締結しておりません。

4. 常勤の監査委員の選定の有無及びその理由

当社は、監査委員会の職務を補助すべきものとして監査部を設置し、その責任者である監査部長は、監査委員会と代表執行役の双方に対して報告を行うとともに、監査委員からの質問には速やかに回答する体制であり、監査委員会の監査が実効的に行われることを確保していることから、常勤の監査委員を選定しておりません。

② 報酬委員会による取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針

取締役については、各取締役の職務内容を鑑みて、無報酬又は、固定金額及びストック・オプションとして定めます。その支給水準については、経済情勢、当社の状況、各取締役の職務の内容を参考にして相当と思われる金額を限度とします。

執行役については、各執行役の職務内容を鑑みて、基本報酬、業績連動型報酬、ストック・オプション、退職慰労金の組み合わせで定めます。業績連動型報酬については、売上高、EBITDA、キャッシュフロー及びその他の報酬委員会が適切と認める要素を業績判定基準とし、その達成状況に応じて変動させます。各執行役の基本報酬を含む総報酬の支給水準については、経済情勢、当社の状況、各執行役の職務の内容を参考にして相当と思われる金額を限度とします。

③ 取締役及び執行役の報酬等

取締役ポール・ハーレー、レジャ・サベット、マーク・オストロフ及びマイケル・デュブリエの4名に対し総額25百万円の報酬等がありました。

④ 社外役員の当該事業年度における主な活動状況

ポール・ハーレー氏は、当該事業年度中の10回の取締役会すべてに出席しました。

マーク・オストロフ氏は、当該事業年度中の10回の取締役会すべてに出席し、8回の監査委員会のうち6回に出席しました。

マイケル・デュブリエ氏は、当該事業年度中の10回の取締役会及び8回の監査委員会すべてに出席しました。

いずれの社外取締役も、出席した取締役会において適宜必要な発言をしました。

いずれの監査委員も、出席した監査委員会において適宜必要な発言をしました。

⑤ 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者を除く）との親族関係
該当する事項はありません。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役ポール・ハーレー、レジヤ・サベット、マーク・オストロフ及びマイケル・デュビリエとの間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金300万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	81百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	81百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針
特に定めていません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

- ① 監査委員会の職務を補助すべき使用人及びその使用人の執行役からの独立性の確保及び指示の実効性の確保に関する事項
 - ・ 監査委員会の職務を補助すべき使用人は、監査部に属する使用人とし（「職務補助者」という。）、その責任者は、監査部長とし、同人は、監査委員会と代表執行役の双方に対して報告する義務を負います。
 - ・ 監査補助者は、監査委員会の指揮命令に服します。
 - ・ 職務補助者の任命、解雇、配転及び人事異動等雇用条件に関する事項については、監査委員会の同意を要するものとします。
 - ・ 監査委員会の職務補助者の賃金その他の報酬についても、監査委員会の同意を要するものとします。
 - ・ 執行役は、職務補助者がその職務を遂行するうえで不当な制約を受けることがないように配慮するものとします。

- ② 当社の執行役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人等が監査委員会に報告すべき事項その他の監査委員会に対して報告するための体制に関する事項
 - ・ 取締役会の決議により執行役が委任を受けた当該決定事項及び関連情報に関する事項
 - ・ 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項
 - ・ そのほか当社社内規則に規定された報告事項
 - ・ 当社グループの役職員は、執行役が当社の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をしていると認めるとき又はそのおそれがある場合には、その内容を遅滞なく監査委員会に報告するものとします。
 - ・ 上記報告をした者は、通知をしたことを理由として就業条件その他に関して一切の不利益を受けないものとします。
 - ・ 執行役及び担当管理職その他の使用人は、監査委員会の要求があった場合には、監査委員会に出席して、必要な資料を添えて説明又は意見陳述をしなければならないこととします。

- ③ 執行役の職務に関する情報の保存及び管理に関する事項
執行役は、文書管理規則に従い、職務執行に係る情報を文書により保存しなければならないこととします。

- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項
- ・ 当社の損失の危険の管理方法等については、「リスク管理規則」によります。
 - ・ 執行役の法令遵守・効率的な職務執行のための体制その他の事項については、「コンプライアンス規則」によります。
- ⑤ 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保するための体制に関するその他の事項
- ・ 各取締役、執行役及び使用人は内部統制規則及び内部統制規則に関連する規則を遵守します。
 - ・ 違反のある場合、又はおそれがあると合理的に思料される場合、各人は、その職務上義務がない場合でも、代表執行役及び監査委員にその旨を通知することができることとします（同人らが当事者である場合には、その他の取締役又は執行役に対して通知ができることとします。）。この通知をした者は、通知をしたことによって、就業条件その他に関して一切の不利益を受けないものとします。
- ⑥ 反社会的勢力の介入排除に関する事項
- 各取締役、執行役及び従業員（以下「役職員」という。）は、暴力、威力と詐欺的手段を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人（以下「反社会的勢力」という。）とは一切関係もちません。役職員は、相手方が反社会的勢力であるかどうかについて、常に通常必要と思われる注意を払うとともに、反社会的勢力と知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点や反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消します。役職員は、反社会的勢力が取引先や株主となって、不当要求を行う場合の被害を防止するため、融資契約等の契約書や取引約款に暴力団排除条項を導入するとともに、可能な範囲で自社株の取引状況を確認するなどし、適切な対応を行います。役職員は、反社会的勢力による不当要求がなされた場合や、反社会的勢力と疑われる人物・団体から連絡があった場合には、当該情報を、速やかに管理本部長に報告し、管理本部長は必要に応じて、これを執行役社長に報告するほか、外部専門機関に相談するものとします。また、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（2007年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）を遵守し、管理本部長は、反社会的勢力の介入排除を実現するため、役職員に対し社内研修の実施その他の方法によりこれを周知徹底します。

- ⑦ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制
- ・当社及びグループ会社は、当社グループの内部統制の構築を目指し、他の内部統制担当部署及びグループ各社の業務を所管する部署と連携し、グループ各社における内部統制の実効性を高める施策を実施すると共に、必要なグループ各社への指導・支援を実施します。
 - ・当社は、当社グループ会社に対してその業績状況、決算状況などについて、定期的・継続的に当会社へ報告させるものとします。
- ⑧ その他監査委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査委員会は、必要に応じ、当会社の費用（法律上認められる範囲内に限る）において社外の専門家を利用することができます。
 - ・執行役及び従業員は監査委員会の監査に対して協力し、それを妨げるような行為をしてはならないものとします。
 - ・監査委員又は監査委員会より、監査の実施のために必要な費用の前払の請求又は支払の日以後における償還の請求があった場合、当社は当該請求が監査委員又は監査委員会の職務執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができないものとします。

【運用状況の概要】

- ・各取締役及び執行役は、業務の適正を確保するための体制の運用状況の確認及び評価を定期的に行い、その結果を取締役に報告しております。
- ・各取締役及び執行役は、業務の適正を確保するための体制の評価結果、その他の状況を勘案し、必要に応じて、業務の適正を確保するための措置を講じております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主価値の向上を経営上の最重要課題のひとつとして認識しており、厳しい経営環境のもとにおいても、株主価値の向上を目的として、売上及び利益の向上、財務体質の改善など経営基盤の強化に努めております。配当金につきましては、会社の今後の業績及び将来の成長を図るための投資の必要性などを勘案し、適切な配当政策を検討しております。なお過去9期にわたり配当を見送らせていただいておりますが、来期配当金につきましては上記事情を勘案し無配とさせていただきます。

- (7) 会社の支配に関する基本方針
特に定めていません。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	22,485	流 動 負 債	7,286
現金及び預金	16,200	買掛金	1,359
売掛金	1,495	一年以内返済長期借入金	689
商品及び製品	2,424	短期リース債務	437
原材料及び貯蔵品	1,005	未払売上割戻金	2,129
未収還付法人税等	614	未払法人税等	186
前払費用	536	未払費用	1,618
その他	219	代理店研修会議費引当金	13
貸倒引当金	△11	ポイント引当金	73
固 定 資 産	12,408	前受金	129
有形固定資産	2,055	その他	650
建物	1,000	固 定 負 債	13,162
機械装置	300	長期借入金	8,962
車両	658	長期リース債務	1,362
器具備品	65	退職給付に係る負債	1,584
建設仮勘定	24	役員退職慰労引当金	2
その他	5	繰延税金負債	146
無形固定資産	8,861	その他	1,104
のれん	3,068	負 債 合 計	20,449
商標	4,245	(純 資 産 の 部)	
その他	1,548	株 主 資 本	13,499
投資その他の資産	1,492	資本金	100
長期貸付金	44	資本剰余金	1,205
長期前払費用	78	利益剰余金	19,528
敷金及び保証金	286	自己株式	△7,333
繰延税金資産	323	その他の包括利益累計額	945
その他の投資	758	その他有価証券評価差額金	5
資 産 合 計	34,893	為替換算調整勘定	1,034
		退職給付に係る調整累計額	△94
		純 資 産 合 計	14,444
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	34,893

連結損益計算書

〔2018年4月1日から
2019年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		25,372
売 上 原 価		9,917
売 上 総 利 益		15,454
販売費及び一般管理費		14,360
営 業 利 益		1,094
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	211	
受取保険金	268	
そ の 他	75	554
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	672	
為 替 差 損	113	
支 払 手 数 料	73	
そ の 他	87	945
経 常 利 益		703
特 別 利 益		
新株予約権戻入益	829	829
特 別 損 失		
特 別 退 職 金	548	
弁 護 士 報 酬	102	
減 損 損 失	335	985
税金等調整前当期純利益		547
法人税、住民税及び事業税	538	
法人税等調整額	65	604
当 期 純 損 失		△57
親会社株主に帰属する当期純損失		△57

連結株主資本等変動計算書

〔2018年4月1日から
2019年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	100	1,205	19,585	△7,332	13,557
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失	-	-	△57	-	△57
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△0	△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△57	△0	△57
当 期 末 残 高	100	1,205	19,528	△7,333	13,499

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	6	593	△127	472	829	14,860
当 期 変 動 額						
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失	-	-	-	-	-	△57
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	△1	440	32	472	△829	△357
当 期 変 動 額 合 計	△1	440	32	472	△829	△415
当 期 末 残 高	5	1,034	△94	945	-	14,444

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 27社
- ② 主要な連結子会社の名称
 - 日本シャクリーホールディングス株式会社
 - 日本シャクリー株式会社
 - シャクリー工業日本株式会社
 - Shaklee U.S.Holdings Corporation
 - Shaklee Corporation
 - Shaklee U.S.,LLC
 - Shaklee International, Inc.
 - Shaklee (China)Co.Ltd.
 - Shaklee Products (Malaysia)Sdn.Bhd.

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちShaklee (China)Co.Ltd.及びShaklee Mexico S.A. de C.V.の決算日は12月31日ですが、連結決算日での仮決算を行った計算書類を使用して、連結決算を行っております。

(3) 会計方針に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - a. その他有価証券の評価基準及び評価方法
 - 時価のあるもの
連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。）によっております。
 - 時価のないもの
移動平均法による原価法によっております。
 - b. たな卸資産の評価基準及び評価方法
国内連結子会社は先入先出法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法。）によっております。
在外連結子会社は先入先出法による低価法によっております。
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - a. 有形固定資産（リース資産を除く。）
当社及び国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は定額法によっております。ただし、当社及び国内連結子会社の建物附属設備は定額法によっております。
 - b. 無形固定資産
定額法によっております。ただし、耐用年数を確定できない商標権については非償却としております。
なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～10年）に基づいております。
 - c. リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

a. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

b. 代理店研修会議費引当金

販売代理店であるスーパーバイザーは、特定計算期間において所定の販売目標を達成した場合に特定の国内又は海外研修会議の参加資格を与えられます。代理店研修会議費引当金は計算期間内に参加資格を獲得するであろうスーパーバイザーに係る会社負担経費の見積額のうち、計算期間が当連結会計年度に対応する部分に係る見積額であります。

c. ポイント引当金

一部の連結子会社は販売促進を目的とするポイント制度に基づき、顧客へ付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

d. 役員退職慰労引当金

役員の退任に伴う退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく必要額を計上しております。

④ 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「為替換算調整勘定」に含めて計上しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

a. 退職給付に係る会計処理の方法

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、支給倍率基準によっております。なお一部の国内連結子会社は退職給付債務の算定に当たり、簡便法を採用しております。

ロ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異の処理については、平均残存勤務期間6.7年による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

b. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

c. 連結納税制度の適用

当社及び国内の連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

- (4) のれんの償却に関する事項
 のれんは、計上後20年にわたって均等償却しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債の区分に表示しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産 関係会社株式 4,446百万円
 上記の関係会社株式は、連結子会社株式であり、連結貸借対照表には計上されてお
 りません。
 なお、担保債務は一年以内返済長期借入金689百万円及び長期借入金8,962百万円で
 あります。
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 6,536百万円

4. 連結損益計算書に関する注記

- (1) 特別退職金
 2019年3月期において、海外子会社において経費削減のため特別退職を実施したこ
 とによるものです。
- (2) 弁護士報酬
 2019年3月期において、海外子会社において経費削減のため実施した特別退職に關
 連して発生した弁護士費用であります。
- (3) 減損損失
 主に中国子会社の有形固定資産及びソフトウェアについて減損処理を行ったことに
 よるものです。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首 の 株 式 数 (株)	当 連 結 会 計 年 度 増 加 株 式 数 (株)	当 連 結 会 計 年 度 減 少 株 式 数 (株)	当連結会計年度末の 株 式 数 (株)
普 通 株 式	2,592,000	—	—	2,592,000

- (2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首 の 株 式 数 (株)	当 連 結 会 計 年 度 増 加 株 式 数 (株)	当 連 結 会 計 年 度 減 少 株 式 数 (株)	当連結会計年度末の 株 式 数 (株)
普 通 株 式	1,230,115	112	—	1,230,227

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りを行ったことによる増加であります。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い預金等に限定し、また資金調達については銀行借入による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

長期貸付金は、米国関係会社の従業員に対する貸付金であり、これらについては信用リスクに晒されております。

投資有価証券である株式については、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は賃貸業者の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金は主に関係会社取得に伴う資金調達に係るものであります。またファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に係るものであります。営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは与信管理規程に従い、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

敷金及び保証金は賃貸業者の信用リスクに晒されておりますが、リスクを軽減するために、信用度の高い不動産業者とのみ取引を行っております。

長期貸付金は、米国関係会社の従業員に対する貸付金であり、定期的に残高管理を行っております。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券である株式については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し保有状況を継続的に見直しております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループでは、各社が適時に資金繰り計画を作成するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。また、不測の事態に備えて、コミットメントライン契約を結んでおります。なお金融機関との間に財務制限条項があります。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	16,200	16,200	—
(2) 売掛金	1,495		
貸倒引当金（*1）	△11		
	1,484	1,484	—
(3) 未収還付法人税等	614	614	—
(4) 投資有価証券（*2）	17	17	—
(5) 長期貸付金	44	45	0
(6) 敷金及び保証金	286	226	△59
資産計	18,648	18,588	△59
(1) 買掛金	1,359	1,359	—
(2) 一年以内返済長期借入金	689	689	—
(3) 短期リース債務	437	433	△3
(4) 未払売上割戻金	2,129	2,129	—
(5) 未払法人税等	186	186	—
(6) 長期借入金	8,962	8,962	—
(7) 長期リース債務	1,362	1,348	△13
負債計	15,126	15,109	△17

（*1）売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

（*2）投資有価証券は連結貸借対照表上、投資その他の資産「その他の投資」に含めて表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価は、取引所の相場によっております。

なお、有価証券の保有目的は「その他有価証券」に分類され、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	種 類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	10	17	7
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
合 計		10	17	7

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 111百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(5) 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 敷金及び保証金

これらの時価の算定は、その将来回収見込み額を国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(4) 未払売上割戻金、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 一年以内返済長期借入金、(6) 長期借入金、

これらは、変動金利であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 短期リース債務、(7) 長期リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年 以 内	1年超5年以内	5 年 超
現 金 及 び 預 金	16,200	—	—
売 掛 金	1,495	—	—
未 収 還 付 法 人 税 等	614	—	—
長 期 貸 付 金	18	26	—
敷 金 及 び 保 証 金	—	—	286
合 計	18,328	26	286

(注3) 長期借入金及びその他の有利子負債の返済予定額

(単位：百万円)

	1 年 以 内	1年超5年以内	5 年 超
長 期 借 入 金	689	8,962	—
長 期 リ ー ス 債 務	437	1,300	61
合 計	1,126	10,262	61

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 10,607円45銭
(2) 1株当たり当期純損失 △41円87銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

9. その他の注記

該当する事項はありません。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,342	流 動 負 債	596
現金及び預金	1,532	未 払 金	520
未 収 金	186	未 払 法 人 税 等	2
未 収 還 付 法 人 税 等	607	未 払 費 用	66
そ の 他	15	預 り 金	6
固 定 資 産	3,769	固 定 負 債	2,700
投資その他の資産	3,769	長 期 借 入 金	2,700
関係会社株式	3,760	負 債 合 計	3,296
長期貸付金	89	(純 資 産 の 部)	
繰延税金資産	9	株 主 資 本	2,814
貸倒引当金	△89	資 本 金	100
		資 本 剩 余 金	1,205
		その他資本剰余金	1,205
		利 益 剩 余 金	8,843
		利 益 準 備 金	324
		その他利益剰余金	8,519
		別 途 積 立 金	3,000
		繰越利益剰余金	5,519
		自 己 株 式	△7,333
		純 資 産 合 計	2,814
資 産 合 計	6,111	負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,111

損 益 計 算 書

〔2018年4月1日から
2019年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		1,500
販売費及び一般管理費		179
営 業 利 益		1,320
営 業 外 収 益		
そ の 他	0	0
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	68	
そ の 他	0	68
経 常 利 益		1,252
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	829	829
税 引 前 当 期 純 利 益		2,081
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△69	
法 人 税 等 調 整 額	9	△59
当 期 純 利 益		2,141

株主資本等変動計算書

〔2018年4月1日から
2019年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本						自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剩 余 金	利 益 剩 余 金			利 益 剩 余 金 合 計		
		そ の 他 資 本 剩 余 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剩 余 金	利 益 剩 余 金			
			別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剩 余 金				
当 期 首 残 高	100	1,205	324	3,000	3,377	6,701	△7,332	674
当 期 変 動 額								
当 期 純 利 益	-	-	-	-	2,141	2,141	-	2,141
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	-	△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	2,141	2,141	△0	2,140
当 期 末 残 高	100	1,205	324	3,000	5,519	8,843	△7,333	2,814

	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	829	1,504
当 期 変 動 額		
当 期 純 利 益	-	2,141
自 己 株 式 の 取 得	-	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△829	△829
当 期 変 動 額 合 計	△829	1,310
当 期 末 残 高	-	2,814

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式
移動平均法による原価法によっております。
- (2) 引当金の計上基準
貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (3) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - ① 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。
 - ② 連結納税制度の適用
当社及び国内連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産
担保提供資産 関係会社株式 3,760百万円
上記に対応する債務
連帯債務（偶発債務） 9,651百万円
- (2) 偶発債務
関係会社の金融機関からの借入に対し当社は連帯債務者となっております。
日本シャクリーホールディングス株式会社 9,651百万円
- (3) 関係会社に対する金銭債権・債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	186百万円
長期金銭債権	89百万円
短期金銭債務	524百万円
長期金銭債務	2,700百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高
営業取引による取引高
営業収益 1,500百万円
営業取引以外の取引高
営業外費用 68百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

1,230,227株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	99百万円
貸倒引当金	29百万円
子会社株式	194百万円
その他	12百万円
繰延税金資産小計	335百万円
評価性引当額	△325百万円
繰延税金資産合計	9百万円
繰延税金資産の純額	9百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

属性	会社等の名称	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権 の所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員 の兼 任等	事業上 の関 係				
子会社	日本シャク リーホール ディングス 株式会 社	100	持株会社	直接100%	兼任3人	資金の 借入	— 利息の支払 連結納税 に伴う支払 予定額	— 68 501	長期借入金 (注) 1 未払費用 未払金	2,700 22 501
子会社	日本シャク リー株式会 社	100	栄養補給 食品等の 製造販売	間接100%	兼任3人	連結 納税	連結納税 に伴う受 取予定額	186	未収金	186
子会社	P T シャク リーインドネ シア	—	栄養補給 食品等の 製造販売	間接 95%	兼任1人	資金の 貸付	—	—	長期貸付金 (注) 2	89

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 1. 資金の借入については、使途は自己株式取得資金であります。

(注) 2. 資金の貸付については、使途は運転資金であります。期末残高に対して89百万円の貸倒引当金を計上しており、当事業年度において受取利息は計上しておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,067円15銭
(2) 1株当たり当期純利益	1,572円48銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

10. その他の注記

該当する事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

シャクリー・グローバル・グループ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 阿部 正典 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 寒河江 祐一郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シャクリー・グローバル・グループ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シャクリー・グローバル・グループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

シャクリー・グローバル・グループ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 正典 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寒河江 祐一郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シャクリー・グローバル・グループ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告

監 査 報 告 書

監査委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第45期事業年度の事業報告書、計算書類及びこれらの附属明細書並びに連結計算書類を受領しましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、シャクリー・グローバル・グループ株式会社（「本会社」）の経営陣の推薦により、EY新日本有限責任監査法人（「会計監査人」）が、日本の会社法により要求される第45期事業年度に係る本会社の計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類（「計算書類等」）の監査を行うことを承認し、会計監査人による表明を通じて会計監査人による監査が、日本における監査基準及びJGAAPに従って実施されたことを確認いたしました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けました。

監査委員会は、当該事業年度の会計監査人の監査報告、事業報告書及びその附属明細書（以下「事業報告等」という。）並びに計算書類等に関し、会計監査人および本会社の経営陣両方と電話会合を行うとともに、監査委員会の検討の一環として、会計監査人からの監査報告、事業報告等及び計算書類等について会計監査人および本会社経営陣両方と議論する機会を与えられました。

監査委員会は、会計監査人による添付の監査報告書、事業報告等及び計算書類等の提供を受け、それらについて検討いたしました。

2. 監査結果

(1) 事業報告等の監査結果

監査委員会は、事業報告等が、法令及び定款に従い、本会社の状況を正しく示していないという結論につながる事項を認識していません。

(2) 計算書類等の監査結果

監査委員会は、会計監査人により行われた監査が、会計監査人からの報告において監査委員会に提示されたとおり、日本で一般に認められる会計基準に従っていないという結論につながる事項を認識しておらず、また、会計監査人の無限定適正意見において述べられるように、第45期事業年度に係る計算書類等が、本会社の財務状況および決算報告を正しく示していないという結論につながるような事項を認識していません。

3. 監査委員の意見（異なる監査意見がある場合）

ありません。

4. 重要な後発事象

ありません。

2019年5月20日（東京時間）（2019年5月19日（ニューヨーク時間））

シャクリー・グローバル・グループ株式会社 監査委員会

監査委員	マイケル・デュビリエ (Michael Dubilier)	Ⓢ
監査委員	マーク・オストロフ (Mark Ostroff)	Ⓢ
監査委員	レジャ・サベット (Reja Sabet)	Ⓢ

(注) 監査委員マイケル・デュビリエ及びマーク・オストロフの各氏は、社外取締役であります。

以 上